

森林環境譲与税の使途公表について

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定され、令和元年度から、都道府県及び市町村に森林環境譲与税が譲与されている。森林環境譲与税の具体的な使途については、森林整備や木材利用などが法律に定められており、インターネットの利用その他適切な方法により公表することとされている。

1 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の概要等

森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

(1) 森林環境税

ア 納税義務者は国内に住所を有する個人とし、国税として課する。
税額は年1,000円とする。

イ 賦課徴収は市町村が個人住民税と併せて行い、都道府県を經由して
税収の全額を国に払い込む。

ウ 森林環境税の賦課徴収は令和6年からとする。

(2) 森林環境譲与税

ア 森林環境税の収入額に相当する額を森林環境譲与税として、市町村
及び都道府県に譲与する。

イ 譲与基準

譲与先	譲与割合	譲与基準
市町村	総額の9割	50%：私有林人工林面積（林野率による補正あり） 20%：林業就業者数 30%：人口
都道府県	総額の1割	市町村と同じ

ウ 使途

市 町 村	<ul style="list-style-type: none">・ 森林の整備に関する施策・ 森林整備を担う人材の育成・確保、普及啓発や木材利用の促進その他森林整備の促進に関する施策
都道府県	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村が実施する施策の支援に関する施策・ 市町村が実施する森林整備の円滑な実施に資するための施策・ 森林整備を担う人材の育成・確保、普及啓発や木材利用の促進その他森林整備の促進に関する施策

エ 公表

市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項）

2 令和元年度 of 取組状況について

(1) 令和元年度の譲与額

区分	譲与額
市 町 村	3億8,940万円
神奈川県	9,735万円
計	4億8,675万円

※令和元年度は市町村に対する助言・指導が重きをなすことから、譲与額に対する県及び市町村の割合は、県2割、市町村8割で配分。

(2) 市町村の取組状況

事業を実施した市町村は、19市町村であった。

事業区分別の実施状況は以下のとおり

- ・ 森林整備(林道整備などを含む) : 14市町村
- ・ 木材利用・普及啓発 : 10市町
- ・ 人材育成・担い手確保 : 2市町

※ () 内は全市町村に対する割合

なお、基金に積み立てて令和2年度以降に活用するとしている市町村は、15市町村であった。

(3) 県の取組状況

ア 市町村への技術支援等を行う「かながわ市町村林政サポートセンター」や技術者を紹介する人材バンクを設置し、巡回指導や技術研修会等を実施

イ 市町村における木材利用を促進するため、市町村の取組のモデルとなる事業を実施

ウ 都市部の市町における森林整備を進めるため、森林整備の必要性を判定する森林現況予備調査を実施

＜県の取組状況＞



サポートセンターによる
市町村職員を対象とした技術研
修会の様子
(秦野市菩提地内 R 元.9.30)



木材のモデル事業において、県産
木材により木質化したベビーラウ
ンジ(横浜市金沢区：三井アウト
レットパーク横浜ベイサイド内)

3 使途公表について

(1) 本県の公表の考え方

本県は、平成19年度から県民の方々から特別に負担いただいている水源環境保全税を導入し、水源地域の森林の保全・再生を進めていることから、森林環境譲与税による取組にあたっては、両税の使途をすみ分け、効果的に組み合わせることで、県内全ての森林の保全・再生を図ることとしている。

そこで、使途の公表にあたっては、県が実施した森林環境譲与税の取組だけでなく、市町村の取組及び水源環境保全税の使途と併せて分かりやすく見える化するとともに、その成果を示すことにより、両税に対する県民の理解の醸成を図っていく。

(2) 公表の主な内容（検討案）

ア 用途の内容

国から示された公表の様式例を参考に、森林環境譲与税及び水源環境保全税の両税の取組について、県及び市町村別に「事業区分」、「事業名」、「事業費」、「事業内容」、「実績数量」、「実施場所」及び「状況写真」を公表する。

イ 取組の成果

本県独自の工夫として、両税の取組の成果を代表的な指標を用いて分かりやすく見える化して公表する。

<指標の検討案>

森林環境譲与税：木材利用による二酸化炭素固定量及び森林整備に置き換えた場合の貢献面積

水源環境保全税：手入れが行き届いた人工林の割合と土壌の保護に重要な下草が良好に育っている森林の割合

(指標例)

○森林環境譲与税：木材利用により固定された二酸化炭素の量

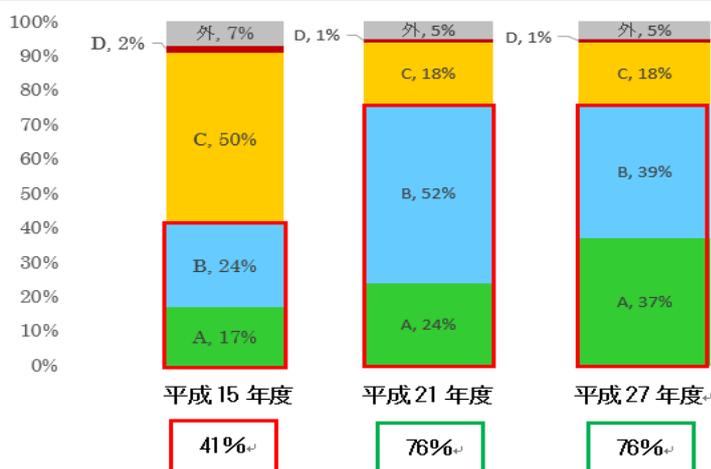
木材使用量：500.0m³

二酸化炭素固定量※：330.9 トン

普通の家が1年間に排出する二酸化炭素排出量(6.5トン/年)51軒分に相当

※ 二酸化炭素の固定とは、樹木が空気中から取り込んだ二酸化炭素を木材として留めておくこと

○水源環境保全税：手入れが行き届いた人工林の割合



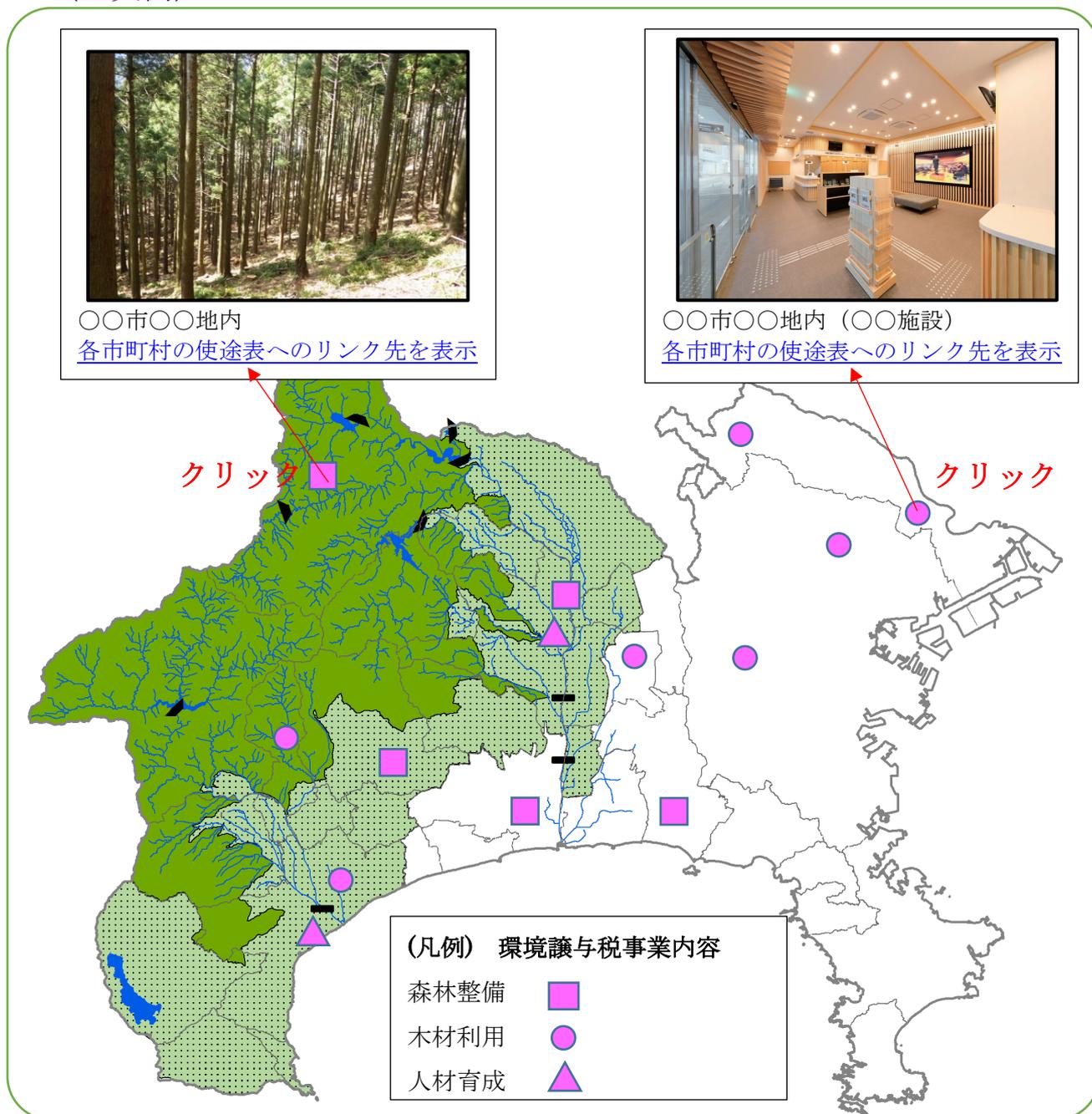
Aランク：適期に手入れが行われ、良好な状態。
Bランク：ここ数年は手入れが行われていないが、良好な状態が維持
Cランク：前回の手入れから長期間手入れが行われず、荒廃が進んだ状態
Dランク：手入れが行われた形跡がなく、人工林として成林してない状態
ランク外：人工林が広葉樹林化している状態

ウ その他

県民に分かりやすく公表するため、次のような工夫を行う。

- ・ 森林環境譲与税及び水源環境保全税の相乗効果を説明する図などを表示
- ・ 取組位置を地図上に示すとともに、取組位置をクリックすることで取組内容の画像や詳細情報を表示

(工夫例)



(3) 公表方法

県及び市町村のホームページにて公表する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年9月～10月 公表内容の作成

令和2年11月 決算の議会認定（県・市町村）

令和2年12月 公表内容確定・ホームページにて公表